(財政金融委員会)

関 税 定 . 率 法 等の 部 を改正する法 律 案 閣 法 第二七号)(衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 ιţ 最 近 に お け る 内 外 の 経 済 情 勢 の 変 化 に 対 応 する 等 の 見 地 か 5 関 税 率等 に うい τ 所 要 の 措 置

を 講 ず る ほ か、 税 関 に お け る 水 際 取 締 1) の 充 実 及び 強 化 等 を 図 る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の とお IJ で

ある。

個 別 品 目 の 関 税 率 等 の 改 正 一及び 暫 定 関 税 率 等 の 適 用 期 限 の 延 長 等

1 石 油 製 品 製 品 ア ル コ Ι ル 等 の 関 税 率 の 引 下 げ 等 を 行

2 平 成 + 八 年三 月三十 日 に 適 用 期 限 が 到 来 す る 暫 定 関 税 率 農 産 品 に 係 る 特別緊 急 関 稅 制 度 及 び 牛 肉

又 は 豚 肉 等 に 係 る 関 税 の 緊 急 措 置 に つ L١ て、 そ の 適 用 期 限 を 年 延 長する。 ただ ŕ # 肉 に 係 る 関 税 の

緊 急 措 置 に つ しし て は 発 動 基 準 数 量 を 算 出す る 際 の 基 礎 となる輸 入 数 量 を、 原則とし て平成十四年度と

平成十五年度の輸入実績の平均とする。

一、関税率表の品目分類に関する調整

 \neg 商 品 の名称及び分類につい ての 統 ーシステムに関する国際条約」 に定める品目表が改正されること等

に 伴 ľί 関 税 率 表 の 品 目 分 類 に 関 す る 所 要 の 調 整 を行う。

Ę 税 関 に お け る 水 際 取 締 IJ の 強 化 及 び 通 関 手 続 の 迅 速 化

- 1 外 玉 貿 易 船 等 の 積 荷、 旅 客 等 に 関 す る 事 項 の 入 港 前 の 報 告を義 務 化 する。

輸入してはならない貨物に追加する。

2

生

物

テ ロ

に

使

用さ

れ

る

お

そ

れ

の

あ

る

病

原

体 等

及び偽

造クレジッ

۲

カ

Ĭ

ド

· 等

の

原料となるべ

きカー

ドを

3

麻

薬

類

等

及

び

児

童

ポ

ル

ノに

つ

い

て

輸

出

ーしては

ならないこととする

制

度

を

導入する。

四、 知 的 財 産 侵 害 物 品 に 係 る 水 際 取 締 IJ の 充 実 及 び 強 化

- 1 差 止 申 立 て 及 び 認 定 手 続 に お しし て 有 識 者 の 意 見 を 聴く仕 組 み等を導入する。
- 2 知 的 財 産 侵 害 物 品 の 輸 出 取 締 IJ の 仕 組 み を 導 入する。

五、納税環境の整備

無 申 告 加 算 税 に ついてその割合の見直 し等を行うとともに、 税 関 長間 の 関 税 の 徴 収 の引継ぎを可能とす

る。

六、日・マレーシア経済連携協定の締結に伴う規定の整備

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税の緊急措置及び関税割当

制度を導入する。

七、その他

その他所要の規定の整備を行う。

Ý 施行期日 この法律は、 別段の定めがある場合を除き、平成十八年四月一日から施行する。

なお、 本法律施行に伴う平成十八年度一 般会計 の 関税 増収見込額は約五十四億六千万円である。